

玉川村定住促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村における定住を促進するため、定住促進補助金（以下「定住補助金」という。）を支給することにより定住者の促進、人口増加を図り、人々が集う豊かで活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本村の住民として永住の意志をもって居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する本村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本村にあることをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、トイレ及び玄関を有し、総床面積50㎡以上の利用上の独立性を有するもの（併用住宅の場合、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、住宅の用に供される総床面積が50㎡以上のもの）をいう。
- (3) 新築 住宅が建っていない敷地、若しくは建築物を除去した後更地となった状態の敷地に建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令において適法な住宅を建てることをいい、平成27年4月1日以後に当該住宅の建築に係る請負契約を締結し、又は当該住宅の売買契約を締結したものであって、当該住宅の不動産登記法第27条第1号に規定する建物の表示に関する登記原因が新築で、その日付が平成32年3月31日までのもので、かつ、まだ人の居住の用に供したことがない状態をいう。
- (4) 取得 新築住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法第3条第1号の所有権保存登記を完了したものをいう。
- (5) 転入者 転入の日から住宅に入居した日までの期間が1年未満の者かつ転入の日前3年において村内に住所を有していなかった者をいう。

(交付対象者)

第3条 村長は、自らの居住の用に供するため村内に住宅を新築した者で、次に掲げる要件のすべてを満たすものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 新規取得した住宅の所有者であること。
- (2) 交付対象者及び同居する世帯員が、対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (3) 交付対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。

なお、同号に規定する市町村税等とは、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、その他市町村が賦課する分担金及び負担金等とする。

- (4) 補助金交付後、5年以上継続して対象住宅に居住する意思があること。
- (5) 1世帯に2人以上の補助対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができ

る者は、そのうち1人とする。

(6) 同一区画の対象住宅の取得につき1回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者としな
いものとする。

(1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い新築住宅を取得した場合。

(2) 過去にこの要綱により定住補助金の交付を受けた者。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は30万円とし、次の各号に定める加算措置に該当する場合はそれ
ぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 転入者加算 交付対象者が第2条5号に規定する者である場合、40万円を加算する。

(2) 子育て加算 交付対象者が対象住宅に入居した日において、交付対象者と同居する
15歳未満の子(15歳に達する日以後において最初の3月31日までの間にある者を含
む。)がある場合に、一人あたり15万円を加算する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象住宅を取
得した日から6か月以内において、玉川村定住促進補助金支給申請書(様式第1号。
以下「支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとす
る。

(1) 世帯全員の住民票の写し(住民票謄本)

(2) 転入加算を受ける場合、申請者及び世帯員が転入した者であることを証明する書類
(戸籍の附票の写し、または前住所地の住民票除票の写し)

(3) 誓約書(様式第2号)

(4) 市町村税等納税証明書(様式第3号)

(5) 対象住宅の登記事項証明書

(6) 対象住宅の請負契約書又は売買契約書の写し

(7) その他村長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該申請の内容を
審査及び調査し、補助金交付の適否を判断し、玉川村定住促進補助金交付決定(却下)
通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、
速やかに玉川村定住促進補助金交付請求書(様式第5号)を村長に提出するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第8条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定
を取り消すものとする。

- (1) 対象住宅に入居した日から5年以内において、居住の本拠を他の市区町村等に移すことになったとき、又は当該対象住宅を他人に譲渡したとき。
 - (2) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を取り消すべき事由があったと認められたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認められたとき。
- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、速やかに玉川村定住促進補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（報告及び調査）

第9条 村長は、必要があると認めるときは、交付対象者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。